

府中市福祉のまちづくり条例に基づく
整備基準等改正の考え方について

意見提言

府中市福祉のまちづくり推進審議会

平成21年9月

1 はじめに

府中市は、平成8年に府中市福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者や障害者等が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の具体的な整備基準を定め、施行規則として、平成9年に施行しました。

また、平成13年には、子育て支援環境の充実を図るため、新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア、ベビーベッド、授乳場所等）を整備項目に追加しました。

一方、国や東京都では、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」といいます。）が、またその委任条例である「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」といいます。）が施行され、東京における施設のバリアフリー化整備はますます推進されることとなりました。

このような状況のなかで、最近の福祉のまちづくりは、従来の主として障害のある方に対する様々なバリア（障壁）を取り除くバリアフリーの取組から、高齢者や子どもづれの方、外国人等をも含むできるだけ多くの方が快適に利用できるように、はじめからバリア（障壁）を生み出さないようにする「ユニバーサルデザイン」の考え方に立った取組へと転換を迎えています。

本審議会においても、府中市に対し平成19年にはユニバーサルデザインガイドライン策定についての報告を行い、また平成21年7月に府中市福祉のまちづくり条例改正の基本的考え方についての意見提言を行いました。

これに併せ、バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例の基準との整合性や、市民の生活に身近な小規模建築物におけるバリアフリー化の推進などを図るため、施設整備基準について審議を重ね、この度、整備基準改正の基本的考え方として見解を得たため、意見提言するものです。

2 これまでの経緯

- (1) 府中市は、平成8年に福祉のまちづくり条例を制定し、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場を都市施設とし、そのうち一定規模以上のものを特定施設として届出義務を課すことで、施設所有者等に対し、段差解消や車いす専用駐車スペースの確保など、障害のある方等が円滑に利用できるよう定めた整備基準への適合を求めてきました。
- (2) 平成13年に、子育て支援環境の整備を推進するため、ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室等を整備項目として追加するとともに、車いす使用者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた方等だれでもが円滑に利用することのできる「だれでもトイレ」の整備を進めてきました。
- (3) ア 平成12年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行され、旅客施設を新築等する場合には、基準に定めた整備をするよう交通事業者へ義務が課されることとなりました。

イ 平成15年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）の改正に伴い、東京都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「ハートビル条例」といいます。）を平成16年に施行しました。

これにより、福祉のまちづくり条例が対象としている一定規模以上の建築物については、建築確認申請時において整備基準への適合が義務化され、建築物の整備がより推進されることとなりました。

ウ 平成18年に、交通バリアフリー法とハートビル法を統合、拡充したバリアフリー新法が施行され、整備を求める施設として、公園、路外駐車場が追加されました。

これに併せ、東京都もハートビル条例を建築物バリアフリー条例に改正し、バリアフリー新法との整合性を図りました。

3 福祉のまちづくり条例改正に伴う整備基準の改正の基本方針

- (1) 本審議会が提言した「府中市福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について」では、今後、福祉のまちづくり条例では、高齢者、障害のある方を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方を基本理念とした条例とするよう示しました。

このため、福祉のまちづくり条例で定める整備基準についてもユニバーサルデザインの考え方に立って、すべての人が利用しやすい施設の整備という視点が求められ、これまで整備基準の適合を努力義務としていたものを、一步進めて遵守義務とし、より実効性を高める必要性があります。

- (2) また、現行の整備基準についても、ユニバーサルデザインの考え方に立ち、さらに充実を図ることが求められます。
- (3) 建築物の整備にあたっては、前述のとおりバリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例と福祉のまちづくり条例の二つの体系があることから、今回の改正では両体系の整備項目や整備基準の関係整理を行い、明瞭化を図ることが求められます。

4 整備基準の改正の要点について

- (1) 建築物（共同住宅等以外、共同住宅等、小規模建築物）について
だれでもが建築物を円滑に利用できるように整備を進める必要があります。

ア 遵守義務となる整備基準については、遵守し、整備を求める部分をより明確にし、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との整合性を図った遵守義務基準を創設し、これまでよりも実効性のある整備基準とする必要があります。

整備される内容について、事業者に届出を求め、適宜指導、助言を行う必要があります。

イ 努力義務に係る整備基準についても充実を図り、事業者に適宜報告を求めること等により対応することが求められます。

ウ 地域に身近な小規模店舗等のバリアフリー化の促進も求められることから、実態にあった小規模建築物の整備基準を創設する必要があります。

敷地内通路、出入口、便所について整備を求める基準を設定する必要があります。

エ 府中市では共同住宅等に独自の整備基準を設け、11戸以上のものを特定施設（東京都は5,000平方メートル以上）とするなど、独自の取組を行い、福祉のまちづくりの推進に努めてきました。

今後も、これらの取組を継続する必要があります。

- (2) 道路について

平成12年以降施行された法律や各種基準との整合性を図り、社会

状況の変化に対応したものとする必要があります。

ア JIS化された視覚障害者誘導用ブロックの仕様について、整備基準の解説に記載することが求められます。

※平成13年に視覚障害者誘導用ブロックの突起の形状、寸法及び配置についてJIS規格が設けられたため、その仕様を記載するものです。

イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を基本とすることを整備基準に記載することが求められます。

※車道を分離する方法として、マウントアップ形式、セミフラット形式、フラット形式があるが、マウントアップ形式に比べ歩道と車道面の高さが小さく勾配改善を図りやすい歩行性に優れたセミフラット形式を原則とします。

ウ 視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置について、誘導基準に記載することが求められます。

※平成19年5月、警察庁で道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上の設置されるエスコートゾーンの設置について指針が定められました。

エ 歩道幅員が広い場合には、歩行者と自転車の分離の検討が求められます。また、横断歩道橋等の立体横断施設は、高齢者や障害者等の移動に配慮したものとする必要があります。さらに、休憩や交流を図ることができるよう必要に応じ、ベンチ等を設ける必要があります。

(3) 公園について

誰もが安全・快適に利用できるような公園づくりが求められます。

ア 出入口、園路、階段、傾斜路、便所、水飲み、ベンチ等について、誰もが安全・快適に利用できるよう整備基準に明記することが求められます。

(4) 公共交通施設について

すべての人が安全・安心に円滑に移動できるよう整備基準を設定することが求められます。

ア 鉄軌道駅の項目を新設し、改札口、プラットホーム、ベンチ等について整備基準を定めることが求められます。

イ バスターミナルの項目を新設し、乗降場の整備について基準を定めることが求められます。

(5) 路外駐車場について

障害のある方が運転する場合と同乗する場合のいずれの場合でも安全に利用できるよう整備する必要があります。

(6) 整備基準の解説書には、福祉のまちづくりをさらに進めるため、遵守義務に係る基準のみならず、より高い水準である「望ましい整備」を示すことも求められます。

平成21年9月10日

府中市長 野口 忠直 様

府中市福祉のまちづくり推進審議会

会 長	和田 光一
副会長	鷹野 吉章
委 員	石塚 幸夫
委 員	上野 広美
委 員	太田 陽子
委 員	岡田テイ子
委 員	加藤 良三
委 員	小嶋 澄子
委 員	篠原 昇
委 員	下條 輝雄
委 員	十蔵寺 新
委 員	野沢 邦江
委 員	宮島 義和
委 員	見ル野一太
委 員	山崎 隆